

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	都道府県コード	9 栃木県
		提案事項管理番号	1010010
提案主体名	医療法人陽気会 在宅ホスピスとちの木	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 厚生労働省 国土交通省
該当法令等	道路交通法第 39 条 道路交通法施行令第 13 条
制度の現状	<p>道路交通法施行令第 13 条第1項各号に掲げられている自動車については、都道府県公安委員会は、その自動車を使用する者の申請に基づき当該自動車を緊急自動車として指定するものとする。</p>

求める措置の具体的内容	<p>癌等の特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を、緊急自動車として指定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>死因の一位を占める癌を含め、政府は自宅での終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高いため、昨今は緩和医療専門の医師が対応するようになっている。緊急に対処すべき症状が出現する頃には、患者の搬送すら危険となっている場合が多い一方で、緩和医療の経験豊富な医師は少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているのが現状である。</p> <p>本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限って、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	A	措置の内容	II
<p>在宅の終末期の傷病者については、癌性疼痛、呼吸困難等の症状が出現した際には、医療機関に搬送して治療を行うことは療養上適当でなく、早急に緩和医療を行う必要があることから、医師が緊急に訪問診療を行っているものと理解している。このような終末期の傷病者に対する在宅医療については、地域密着型の医療体制が整備されるべきものであるが、緩和医療専門の医師が不足している地域においては、特定の医師が長距離の訪問診療を行っている現状にあるため、緊急の訪問診療において緊急走行を必要とする場合が生じているものと認められる。</p> <p>一方で、緊急自動車は道路交通法の特例を認めるものであり、御提案のような自動車を緊急自動車の対象とすることは、交通の安全と円滑を図る上での支障となり得る。また、制度改正の検討に当たっては、医療制度等に知見を有する関係省庁等の協力が不可欠である。</p> <p>このため、当該自動車についての安全運転管理が十分に行われること及び検討に当たって関係省庁の協力が得られ、特区制度として法制的整理がつくことを条件として、必要性が認められる地域において、御提案のような自動車を道路交通法施行令第13条第1項に規定する緊急自動車の対象とすることができるよう、特区として対応したい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	A	「措置の内容」の見直し	II

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用する火縄銃について、現代製作されている火縄銃を使用できるよう関係法令の一部改定	都道府県コード	46 鹿児島県
		提案事項管理番号	1013010
提案主体名	種子島U・Iターンサポートセンター	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 文部科学省
該当法令等	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第8号、第14条
制度の現状	<p>銃砲刀剣類所持等取締法では、銃砲の所持について、一定の場合を除き、原則としてこれを禁止しているが、火縄式銃砲等の古式銃砲(以下「古式銃砲」という。)については、美術品又は骨董品として価値のあるものとして都道府県教育委員会の登録を受けたものや、演劇、舞踊その他の芸能の公演で所持することがやむを得ないと認められるものの用途に供するため、都道府県公安委員会の所持許可を受けたものについては、所持することが認められている。伝統行事等において古式銃砲の複製を用いる場合についても、所持許可を要する「演劇、舞踊その他の芸能の公演」に該当する。なお、実際に登録や所持許可を受けることができるか否かについては、個別の判断を要する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現状の銃砲刀剣類所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのペデルゾリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町での祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成12年度から14年度にかけ、国土庁(現 国土交通省)離島振興課の「離島地域における多自然居住整備方策に関する調査」が実施され、その一環として行われた、「対馬・隠岐・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を国から委託された地域交流センターのスタッフである水昭仁氏(当時、現:(社)東京自治研究センター研究員)がコーディネーターとなり、種子島の住民有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、銃砲伝来の地であることを活かした地域活性方策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。</p> <p>南種子町は銃砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少等によって経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が見込める。</p> <p>南種子町で銃砲伝来の祭礼等を行う際には、祭礼の保存会の会員達が古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っているものの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きく成りつつもある。</p> <p>古式銃は製造されて後の年月が数十年以上となっており、危険も考えられることから、現代の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存などに利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。</p> <p>古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣類所持等取締法等を一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことが出来るようにしたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>現行制度では、伝統行事等において古式銃砲の複製を用いる場合、所持許可を得る必要があるが、当該許可については、個別の判断を要することから、特区を設けることにより、個別の判断なしに一律に所持できることとすることはできない。</p> <p>さらに、昨年 12 月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件以後、銃砲規制の厳格化を求める世論の高まりを受け、当庁において、銃砲規制の厳格化を図るべく、銃砲刀剣類所持等取締法の改正作業を進めていることにかんがみても、かかる手続を緩和することは認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>種子島への鉄砲伝来の史実は日本史において画期的な出来事であり、伝来の地における祭礼が持つ文化的価値は小さくないと考える。銃砲等に対する厳重な管理体制の必要性については、貴庁と意を同じくするものであるが、提案者の意図は、「現在も行っている鉄砲伝来を記念する祭礼時の空砲発射において、老朽化が進みつつある古式銃に代えて、現代において製作される火縄銃を用いることで、空砲発射する者の安全を確保すること」、そして「祭礼を継続すること」の2点にある。これらの点および右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p> <p>なお、特区において対応不可とする場合には、古式銃砲の複製の所持の許可及び祭礼での空砲発射が認められるよう取り扱われたいが如何か。</p>		
提案主体からの意見	<p>古式銃砲の複製であるから、現代銃のような連続発射機能は持たないうえ、古式銃砲と同じく個別に登録も行うことと併せると、古式銃に比べて危険性が高いとは言えない。また、特区により、自動的に、現代において制作された火縄銃を古式銃に準じた扱いをするのではなく、特区内だけで「準古式銃」という銃刀法上のカテゴリーを新設し、文科省と警察庁の合同で、もしくは警察庁への委託として個別審査を行い、適合機種を、当該カテゴリーに認定するかどうかを検討する、という内容であるから、本提案は規制緩和の要望ではない。現行の文科省だけの認定・管理よりも、むしろ厳格化していると言える。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答のとおり、現行制度においても、伝統行事等において古式銃砲の複製を用いる場合、都道府県公安委員会の所持許可を受けたものについては、所持することが認められ、当該許可に係る用途に供するため使用することは可能である。銃砲等については、危害予防の観点から、その所持等を厳格な審査による許可にかからしめているのであり、かかる手続を緩和又は省略することはできない。</p> <p>なお、実際に所持許可等を受けることができるか否かについては、個別に欠格事由該当性等について判断する必要があることから、特区を設けることにより、個別の判断なしに一律に所持できることとすることはできない。</p>			

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	風俗営業法における「接待」に関する解釈基準の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1023010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第2条第1項第2号、第3条第1項、第33条、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」(平成 18 年4月 24 日付け警察庁丙生環発第 16 号。以下「解釈運用基準」という。)第4
制度の現状	<p>設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならず、営業時間等の制限を受けることとなる。一方、接待行為がなければ、公安委員会への届出のみで、深夜においても酒類提供飲食店営業を営むことができる。解釈運用基準において、「接待」は、「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」と定義され、その判断基準について、「談笑・お酌等」であれば、「特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。これに対して、お酌をしたり水割りを作るが速やかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない。」とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>深夜における酒類提供飲食店営業の届出により営業しているカラオケスナックについて、テーブル席で客にお酒を注ぐ(酌をする)行為が、実態として風俗営業法上の「接待」に当たると解釈されているため、客へのサービスができなかったり、深夜営業時に摘発を受けるといった営業上の支障をきたしていることから、風俗営業法上の「接待」に関する解釈の基準を緩和したい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>風俗営業法上、営業所の所在地を所轄する警察署に届出をすることにより、深夜であっても客に酒類を提供することができます。</p> <p>一方、客の「接待」をする場合には、風俗営業法上の許可を得れば営業することができますが、この場合深夜零時まで(条例で定める地域内に限り午前一時)の営業しかできないことになっています。</p> <p>客がお酒を飲みながら、歌を歌い楽しむことを目的としている飲食店(カラオケスナック)では、そのほとんどが深夜酒類提供飲食店の届出により営業をしていますが、所轄の警察署からは、営業店内のカウンター越しにいる客にお酒を注ぐ(酌をする)行為は風俗営業法上の「接待」には当たらず、テーブルを挟んで酌をする行為は「接待」に当たるとし、風俗営業法上の許可が必要であるという指導を受けています。</p> <p>カラオケスナックという営業の性質上、客に対してテーブルを挟んで酌をするというサービスは非常に重要であり、それを望んで訪れる客も少なくない中で、風俗営業法上の許可を得ることになれば、営業時間が制限されることになります。</p> <p>また、風俗営業法上の「接待」の解釈についての基準とその根拠となる考え方が不明確なため、営業に支障をきたしています。</p> <p>そこで、カラオケスナックでの営業については、カウンター前での接客と同様、テーブル前での接客についても、風俗営業法上の「接待」には当たらないとして解釈の基準を緩和していただければ、日本人の習慣・道徳にあったお酒を飲む場として、ひずみのない営業が可能になると思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>接待とは、「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいうが、この意味するところは、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである。「テーブルを挟んで酌をする行為」は、単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度のサービス行為であり、代表的な接待行為の一つである。「テーブルを挟んで酌をする行為」を接待に当たらないとすることは、接待飲食等営業を許可にかからしめることにより、善良の風俗と正常な風俗環境を保持しようとする法目的を大きく損ねる可能性があることから、これを認めることはできない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右の提案者からの意見を踏まえ、また、以下について検討し、回答されたい。</p> <p>「テーブルを挟んで酌をする行為」が「歓楽的雰囲気醸し出す方法」にあたるのであれば、「カウンターを挟んで酌をする行為」もそれにあたる可能性があると考えますが、深夜の時間帯において前者のみ規制することについて、理由を明示されたい。</p> <p>また、「テーブルを挟んで酌をする行為」が「接待」に当たらないとした場合に、いかなる社会的不利益が生じることを懸念しているのか、具体例を挙げて説明されたい。さらに、たとえ不利益が生じるのであっても、特区において、例えば善良な営業を行っているカラオケスナックについてはテーブル越しの接客を「接待」とは見なさず、厳格な要件のもと許可制で深夜営業を認めるようなことはできないか、検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>カウンター越しの接客とテーブル越しの接客の風俗的影響の違いが分かりません。違いを明示してください。</p> <p>カウンター越しの接客とテーブル越しの接客が違うとは思えません。法を護る法では無く、現実にあった法解釈を考えて下さい。実際、水商売と言われている職種で日本一多いのはカラオケスナックです。現在の規制は、カラオケスナックが健全に営業できるためのものとは思えません。</p> <p>六本木は朝までお客さまがいる繁華街です。六本木を特区として、「仮風俗」とでも言いましょうか、テーブル越し接客はOKとなる、風俗営業と深夜営業の中間の営業形態を認めていただき、日本全国のカラオケスナックの指針になる街にできればいいと思います。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回の回答のとおり、接待の定義は、「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいい、この意味するところは、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである。</p> <p>解釈運用基準において、談笑・お酌等については、「特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。これに対して、お酌をしたり水割りを作るが速やかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない。」とし、歌唱等については、「特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくはほめはやす行為又は客と一緒に歌う行為は、接待に当たる。これに対して、客の近くに位置せず、不特定の客に対し歌うことを勧奨し、又は不特定の客の歌に対し拍手をし、若しくはほめはやす行為、不特定の客からカラオケの準備の依頼を受ける行為又は歌の伴奏のため楽器を演奏する行為等は、接待には当たらない。」としている。</p> <p>つまり、カウンター越しであろうとテーブル越しであろうと、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなせば、接待に当たるのであって、カウンター越しに客に酌をする行為に付随して、特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする等の行為が行われれば、接待に当たり、風俗営業の許可を要することとなる。</p>			

特に、テーブル席は、従業員のみが立ち入るカウンターと異なり、客席そのものであることから、カラオケスナックにおいてテーブル越しに酌をする行為は、酌をして速やかにその場を立ち去らない限り、接待の判断基準にいう「特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為」「特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくはほめはやす行為又は客と一緒に歌う行為」という接待行為に該当することとなる。

接待の判断基準を緩和することは、風俗営業店として立入規制がなされるべき店舗への少年の立入を誘発する可能性があるなど、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等を目的として風俗営業を許可にかからしめている法の趣旨を没却するおそれがある。したがって、接待該当性については、厳格にこれを判断する必要がある、提案のような風俗営業と深夜酒類提供飲食店営業の中間の営業形態を認めることはできない。

なお、接待の判断基準等については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」に規定されており、警察庁のホームページにも掲載されているので参考とされたい。

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇用者たる外国人の要件の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1036010
提案主体名	国際銀行協会	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	当庁の所管法令ではない。
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>東京の都心部に拠点を置く海外の金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事・育児を担う家事使用人の在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本経済活性化の一環として、金融・資本市場の競争力を高めることが重要であり、高度な金融技能を備えた外国人を増やすことが必要であることは、金融庁が昨年12月21日に発表した「金融・資本市場競争力強化プラン」でも謳われているところです。</p> <p>東京は、金融センターとして、ニューヨークやロンドンのみならずアジアでもシンガポール、香港、上海などと競合しており、当協会に加盟する金融機関の外国人従業員も、これらの都市で働いた経験がありますが、これらの都市と比べると東京は、外国人を受け入れる環境が不十分であり、とりわけ、家族の家事・育児を担う家事使用人が在留資格を取得することが極めて困難だという問題が存在します。</p> <p>現状では、家事使用人の雇用者として適格とされるのは金融機関の一握りの最高幹部のみです。このため、高度な金融技能を備えていながら、東京での勤務を諦めざるを得ないケースもあります。</p> <p>当協会が、昨年12月に会員会社を対象に実施したアンケートでも、申請が却下された事例が多くみられ、経営幹部であっても事業所の長に準ずるとまでは言えないケースや、76人もの部下を抱えていても却下されたケースもありました。</p> <p>当協会は、会員会社の多くが、内閣官房の「国際金融拠点機能強化プラン」に記された2つの区域(「東京駅・有楽町駅周辺地域」および「環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域」)およびその周辺地域に集中していることから、これらの地域を対象として、家事使用人の在留許可申請に際して、雇用者たる外国人の要件緩和を要望します。</p> <p>(注)別紙事業内容書あり。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	(-)	措置の内容	(-)
<p>我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については、原則として受入れを認めていない。外国人労働者の受入れにあつては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	(-)	「措置の内容」の見直し	(-)

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1037010
提案主体名	在日米国商工会議所	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	当庁の所管法令ではない。
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもって在留する、②事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において 13 歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、(1)東京都 23 区の特定の地域(新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域)内に所在する事業所等に勤務し又は当該地域内に居住し、(2)金融関連サービス業に従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>左記の特定の地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は雇用人に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。</p> <p>(1) 事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 外国人家事使用人の重要性 b. 雇用人の在留資格の要件(左記①)の不合理性 c. 雇用人の地位の要件(左記②)の不合理性 d. 雇用人の家族構成の要件(左記③)の不合理性 e. 競合国においては左記①～③のような制限はない f. 本提案は出入国基本計画や国際金融拠点機能強化プランを具体化するものである g. 本事業に実質的効果を持たせるためには左記地域における規制緩和が必要である <p>(2) 事業の許容性</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 雇用人の限定により費用対効果が高い一方、入管政策に与える影響は軽微である b. 雇用人を金融関連サービス業に従事する者に限ることから、弊害発生の可能性は低い c. 雇用人の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である <p>(詳細は別紙事業内容書のとおり)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	(-)	措置の内容	(-)
我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については、原則として受入れを認めていない。外国人労働者の受入れにあつては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	骨太の方針 2007 において、市場強化プランを政府一体となって推進することが閣議決定されたにも関わらず、法務省、厚生労働省、警察庁の三省庁が実質的な対応の先送りを示唆する回答をしたことは残念である。法務省および警察庁は、外国人労働者の受入に伴う影響については慎重な検討が必要である旨を述べているが、在日米商工会議所の提案は特区においても制度利用者に条件をつけるなど、想定されるリスクを軽減するに足るものとなっている。本案件を机上の空論で終わらせるのではなく、合理的なリスクコントロールを可能とする限定範囲において実行に移すことで、その影響を実証的に検証でき、よりよい制度設計へとつなげることができる。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	(-)	「措置の内容」の見直し	(-)
前回も回答したとおり、外国人労働者の受入れにあつては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があると考えている。				

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大型車進入規制区域の通行申請手続の簡素化(電子化)について	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1045020
提案主体名	石油化学工業協会	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁
該当法令等	<p>道路交通法第8条</p> <p>道路交通法施行令第6条</p> <p>道路交通法施行規則第5条</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則第5条</p>
制度の現状	<p>都道府県の警察機関に係る申請、届出等のオンライン化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則」(平成 15年3月 28 日付け、国家公安委員会規則第6号)第5条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長)に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>大型車輛進入禁止規制区域において、通行許可を所管の警察署に申請する場合、電子申請により手続の簡素化・迅速化を進めていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現状では申請のため管轄の警察署に出向く必要があるが、大型車進入規制地域であったり、駐車場が確保できないなど、多大な困難を伴っている。加えて許可の取得に2-3週間かかる場合もあり、迅速な物流対応もできない。岩手県など一部の県においては電子申請が認められているとのことだが、導入の進んでいない県もあり(例:千葉県)必ずしも普及は進んでいないのが実情である。全国の都道府県において電子申請が可能となるよう、採用を働きかけていただきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>現行制度上、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長)に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされており、通行許可の電子申請についても、各都道府県の実情に応じて随時導入が図られていると承知している。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>「各都道府県の実情に応じて随時導入が図られている」との回答であるが、提案者の要望は、その導入をより早めることにある。その観点で貴庁として追加策を講じることはできないか、回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>7月23日に「各都道府県の実情に応じて随時導入が図られていると承知している」との回答を頂いた。しかし当協会会員会社がある千葉西署、千葉東署、成田署、市原署では、未導入であり警察署に出向いて許可を得ているのが実情である。又電子申請について春に成田署に問い合わせたところ、申請には免許証、車検証等書類の提示が必要である為電子化は不可であるとの回答であった。頂いた回答は各県の実情に応じて導入が図られているとの事であるが、これらの書類提示が成田署独自の実情とは考えにくい。利用者としては一日も早い電子化を望むものであり、問題点の解消および千葉県における電子化のスケジュールについて開示願いたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>電子申請の導入については、電子申請を実施した場合の費用対効果、電子申請の対象とする事務の範囲等を各都道府県において検討した上で、それぞれの実情に応じて導入の可否を判断しているものと承知している。なお、千葉県における電子化のスケジュールについては、千葉県に確認されたい。</p>			

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1046060
提案主体名	兵庫県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	当庁の所管法令ではない。
制度の現状	

求める措置の具体的内容	資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。</p> <p>これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者が、親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるもの。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	(-)	措置の内容	(-)
<p>移民を含む外国人の受入れに関しては、在留管理、雇用、教育、社会保障等の各制度がそのために十分整備され、また、国民のコンセンサスが得られていることが必要と認識している。当庁としては、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>法務省におかれては、現状「高度人材の親の在留状況等を慎重に見守っているところ」との回答であることから、高度人材の親とあわせて在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の在留に関してご検討いただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	(-)	「措置の内容」の見直し	(-)
<p>移民を含む外国人の受入れに関しては、在留管理、雇用、教育、社会保障等の各制度がそのために十分整備され、また、国民のコンセンサスが得られていることが必要と認識している。当庁としては、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。</p>				

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	都道府県コード	23 愛知県
		提案事項管理番号	1049010
提案主体名	株式会社 玉越	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 23 条第 1 項第 1 号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそおそれがあるため、法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>パチンコ業界の改革・改善。警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、全国で毎日のように絶えず発生している現実を鑑み、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、セキュリティがしっかりしたパチンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム。このシステムの採用により、日本に来る海外観光客が年々増加している中で(国際観光振興機構の調べによると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は実に834万人であった)、世界の人々に、日本で生まれたパチンコ文化を紹介する事が、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする最重要課題であると考えます。「パチンコは平和産業である。」(ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領の弁)このパチンコ産業を日本だけでやるのはもったいない。ハイテク電子部品先端技術等の製品製造技術と雇用促進、納税等の社会貢献が集積する娯楽産業が、今回の提案により、世界中に認められる、新しいパチンコビジネスモデルへと発展する事が出来るのであります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たるとの行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	都道府県コード	23 愛知県
		提案事項管理番号	1049020
提案主体名	株式会社 玉越	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 19 条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第1号)第 35 条第1項第2号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそるおそれがあるため、法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき 20 円を超えないこと等の規制がなされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダラー一枚につき20 円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき 5円、メダラー一枚につき25円を超えないことに改定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データを比較した場合、人口(名古屋 224 万人、札幌 189 万人)、一人当たりの市民所得(名古屋 324 万円、札幌 270 万円)、有効求人倍率(名古屋 2.24 倍、札幌 0.56 倍)という数字にも表れており、データからも地域差は当然ありうるのであります。現在のパチンコの貸玉金額は昭和 52 年(1977 年)に 1 個 3 円から 4 円に改定されてから実に 30 年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、戦後60年に渡り国民の誰もが認める適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。例えば競馬・競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを鑑みても、国民の大衆娯楽であるパチンコ産業だけが、過剰規制を受けていると言わざるを得ないのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉にあつては1円から5円、貸メダルにあつては上限25円の金額の中から、お客様の選択肢に合わせた新しい遊技チョイスを行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した最良の選択肢であるため、今回の提案をさせていただきます。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>本件は、ぱちんこ遊戯機に係る玉及び回胴式遊技機に係るメダルの単価の上限を引き上げることを要望するものと認識しているが、ぱちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、引上げの程度によっては、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

01 警察庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	0120100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	クーポン型ふるさと活性化 Project	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1084030
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第2条第1項第8号、第 23 条第2項
制度の現状	<p>ゲームセンター営業は、スロットマシン、テレビゲーム機等の遊技設備により客に遊技させる営業であるが、ゲーム機賭博や少年非行の温床となるといった問題が生じていたことから、その健全化と業務の適正化を図ることを目的に、ゲームセンター営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、遊技の結果に応じて賞品を提供すること等を禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>ゲームセンター等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の営業を営む者は、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない、とされているが、認定された特区内において、当該地方公共団体と連携してNPO 法人が地域通貨を発行、流通を行う場合には、特区内のゲームセンター等で得たコインは、一定の基準で当該地域通貨と交換できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域通貨事業については近年多くの取り組みが行われているが、利用者の参加数が少ないという課題があるとする。そこで、新しい地域通貨事業のモデルとして、特区内のホテル等宿泊施設の中にあるゲームセンターとも連携したプロジェクトを展開する。具体的には、特区内に地方公共団体、NPO 法人、商店街、ホテル等からなる協議会を設置し、当該協議会の参加者が営業しているゲームセンター内に限り、ゲームで得たコインを一定数で特区内の参加商店街等で使える地域通貨と交換できることとする。これにより、訪れた観光客がエンターテイメント施設で遊び、さらにゲームで得た地域通貨も特区内で使われることから、特区内で地域通貨の流通がさかんに行われ、特区内での観光客、地元住民の消費拡大、経済効果が期待できる。ただし、未成年者の利用は終日禁止とし、営業時間等は現行の規制を遵守することとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>提案内容に記載されている「地域通貨」がどのようなものか判然としないが、現金又は有価証券に該当するものと解される。ゲームセンター営業では、客の射幸心を著しくそるおそれがあるため、遊技の結果に応じて賞品を提供することを禁止しているところ、限定された地域内といえども「地域通貨」を賞品として提供することは、射幸心を著しくそるとともに、当該行為が賭博罪に当たるおそれがあることから、認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し